



大田原市

環境基本計画

第三次計画 令和8(2026)年 ▶ 令和17(2035)年



はじめに

大田原市は、栃木県北東部に位置し、那須連山を遠望する那須野が原の扇状地に広がる、自然と調和した暮らしが息づくまちです。那珂川や箒川といった豊かな水系に囲まれ、肥沃な土壌と温暖な気候を活かした農業が盛んであり、同時に多様な動植物が生息する生態系の宝庫となっています。こうした自然環境とともに、市内には豊かな歴史・文化資源が数多く残り、地域の暮らしや人々の価値観に深く根付いています。

大田原市には、「那須国造碑（国宝）」や「下侍塚古墳」など、悠久の歴史を今に伝える遺産が数多く残されています。平安末期には、那須与一が源平合戦で活躍し、その精神は那須神社（重要文化財）に受け継がれています。これらの文化財は、市民の誇りであり、まちづくりの礎となる大切な財産です。

自然環境に目を向けますと、大田原市は、里山と水辺が調和する豊かな自然に恵まれ、那珂川や箒川の清流には多くの水生生物が生息しています。中でも、絶滅危惧種ミヤコタナゴの存在は、自然環境の健全さを物語っています。市では、こうした貴重な生態系の保全に力を入れ、生物多様性の確保に取り組んでいます。

さらに、大田原市の特色として欠かせないのが、農業との深いつながりです。市内では古くから水と土を活かした農業が営まれてきました。現在も、米、野菜、乳製品、畜産など、地域の気候風土を生かした多様な農産物が生産され、市内外から高い評価を得ています。これらの農業は、里山景観の維持や水資源の循環、食育などを通じて、環境・文化・経済を支える役割を担っています。近年では、環境負荷を抑えた持続可能な農業（スマート農業や有機農業等）への関心も高まり、環境と調和した新たな農業のかたちが模索されています。

こうした自然・文化・産業が一体となった大田原市において、環境保全と地域づくりは、切り離せない課題です。大田原市では、これまでも清流保全、再生可能エネルギーの導入推進、廃棄物の資源化、生態系ネットワークの形成など、さまざまな環境施策を展開してきました。これからの時代においては、人口減少や気候変動といった新たな社会課題にも対応しながら、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

本環境基本計画では、市民・事業所・行政が一体となって、計画のテーマでもある『かけがえのない環境をこどもたちに引き継ぐために』を実現するため、地域固有の自然や文化を守り育てるとともに、資源循環・脱炭素・生物多様性の保全といった視点を取り入れながら、将来世代に誇れる大田原の環境を継承していくための道筋を明らかにしてまいります。

令和8年3月

大田原市長 相馬 憲一



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画の改定に当たって	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) いま直面する環境問題と目指す社会像	1
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の対象地域	5
1.4 計画の期間	5
1.5 計画に関わる主体とその役割	5
1.6 計画の対象範囲	5
1.7 計画の構成	6
第2章 地球規模の環境危機と社会の動向	7
2.1 気候変動	7
(1) 現状	7
(2) 社会の動向	8
2.2 生物多様性の損失	10
(1) 現状	10
(2) 社会の動向	10
2.3 汚染	12
(1) 現状	12
(2) 社会の動向	12
第3章 第二次計画の振り返りと市民意識	14
3.1 第二次計画の振り返り	14
【基本方針1】環境に学び、環境を大切にする心を育むまち	14
【基本方針2】恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち	17
【基本方針3】ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち	20
【基本方針4】地球を思いやり、やさしい暮らしができるまち	23
3.2 市民意識調査の結果から	27
(1) 環境に対する実感（市民）	27
(2) 望まれる大田原市の将来像	30
(3) 環境問題に対する取り組み状況	31
(4) 地球温暖化問題に対する取り組み状況	32
(5) 市民が行政に望むこと	33
(6) 大田原市が力を入れるべきだと思う環境政策について	33

第4章 大田原市の環境の現状	36
4.1 概況	36
(1) 地形、地質、水系	36
(2) 土地利用	37
(3) 気候	38
(4) 人口・年齢構成の推移	39
(5) 産業	40
4.2 生物多様性の状況	47
(1) 大田原市の自然	47
(2) 動植物保全地や特筆すべき自然	49
(3) 地域ごとの特徴	54
(4) 緑化・公園	58
4.3 生活環境	58
(1) 大気汚染・水質汚濁	58
(2) 廃棄物	60
4.4 気候変動による影響	62
(1) 気候変動の現状と今後の予測	62
(2) 気候変動による影響	63
4.5 地球環境	65
(1) 温室効果ガス排出量の削減状況	65
(2) 部門別構成比	66
(3) エネルギー源別構成比	67
(4) 太陽光発電の状況	68
(5) 自動車保有台数	69
(6) 路線バス等公共交通の状況	69
第5章 計画の方向性	70
5.1 望ましい環境像	70
5.2 望ましい環境像を実現するための目標	71
第6章 施策の展開	74
【基本方針1】環境に学び、環境を大切にすることを育むまち	75
【基本方針2】恵み豊かな美しい自然を守り育てるまち	79
【基本方針3】ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち	89
【基本方針4】地球を思いやり、やさしい暮らしができるまち	100
第7章 計画の推進	108
7.1 計画の推進体制	108
7.2 計画の進行管理	109
資料編	111

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の改定に当たって

(1) 計画策定の背景

- ・平成 19(2007)年 3 月に大田原市環境基本計画（第一次計画）を策定し、“かけがえのない環境を未来に引き継ぐために”という将来像の実現に向けて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- ・平成 28(2016)年 3 月には、第一次計画の目標の達成状況や市民、事業所の意識の変化、現状の課題を踏まえ、大田原市環境基本計画（第二次計画）を策定し、本市の豊かな環境をこどもたちに引き継ぐための取り組みを進めてきました。
- ・これまでの取り組みにより、本市の環境状況や市民、事業所の取り組みなどは一定の成果が見られました。
- ・一方で、地球温暖化に伴う気温上昇や豪雨の増加、生物多様性の低下、海洋プラスチックごみなどによる環境汚染といった、私たちの日常の生活や経済活動に起因する環境への影響は、より深刻さを増しています。
- ・このような状況の中、第二次計画の計画期間が終了を迎えることに加え、環境問題の深刻化や市民の環境意識の変化を踏まえ、今回、新たな『大田原市環境基本計画』を策定するものです。

(2) いま直面する環境問題と目指す社会像

●地球環境は、「3つの危機」に直面しています

- ・私たちが暮らす環境は、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という 3 つの危機に直面しています。
- ・この危機は、人類が産業革命以降に行ってきた大量生産・大量廃棄型の生活様式（現代文明）が引き起こしているもので、もはやこうした生活様式は持続可能ではないことがわかっています。
- ・令和 6(2024)年に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、今後、人類が生存していくためには、化石燃料等の地下資源に過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム（線形経済）」から、「循環・高付加価値型の経済社会システム（循環経済）」への転換が必要であることが強調されています。

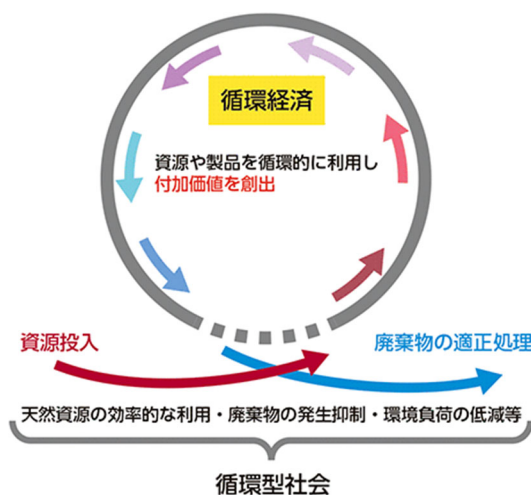


図 1-1 循環経済のイメージ図

出典：環境・循環社会・生物多様性白書（令和7年版）

●環境の質を高めながら経済・社会全体の発展を目指す大田原市に向けて

- ・私たちが、持続可能な社会を目指していくためには、「環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる社会（大田原市）」を目指す必要があります。
- ・この大田原市環境基本計画では、「現在及び将来の市民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を、最も重要な目的として掲げます。
- ・そして、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指します。

ウェルビーイング

最近よく耳にする「ウェルビーイング」という言葉。直訳すると「より良い状態にあること」で、暮らし全体が満たされている様子を指します。環境省では、気候変動や生物多様性の損失、汚染といった環境の危機に対応しながら、安全・安心で健康、心豊かな暮らしを実現することを「ウェルビーイング／高い生活の質」としています。

市内の豊かな田や清らかな水辺などの自然環境は、人々の心身の健康や交流の場となり、生活の豊かさに寄与しています。また、エコツーリズムなど地域資源を活かした取り組みは、環境保全とあわせて市内外の人々のつながりを育み、暮らしの質を高めており、まさにウェルビーイングを高める取り組みといえます。

1.2 計画の位置づけ

- ・「大田原市環境基本計画（第三次計画）」（以下、本計画という。）は、大田原市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関する計画の中で最上位に位置づけられるものです。
- ・本計画の新たな施策の基本方針を実現していくための個別計画や施策については、効率的かつ効果的な推進を図っていきます。
- ・また、本計画は、市民、市民団体、事業所、市がそれぞれの立場から、豊かで美しい自然と人間との共生を目指し、環境を守り創造し、後世に引き継ぐために積極的に行動するための指針となるものです。
- ・さらに本計画は、以下の法律等に基づく計画を包含するものとします。
 - ①地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」
 - ②気候変動適応法第12条に基づく「気候変動適応計画」
 - ③生物多様性基本法第13条第1項に基づく「生物多様性地域戦略」

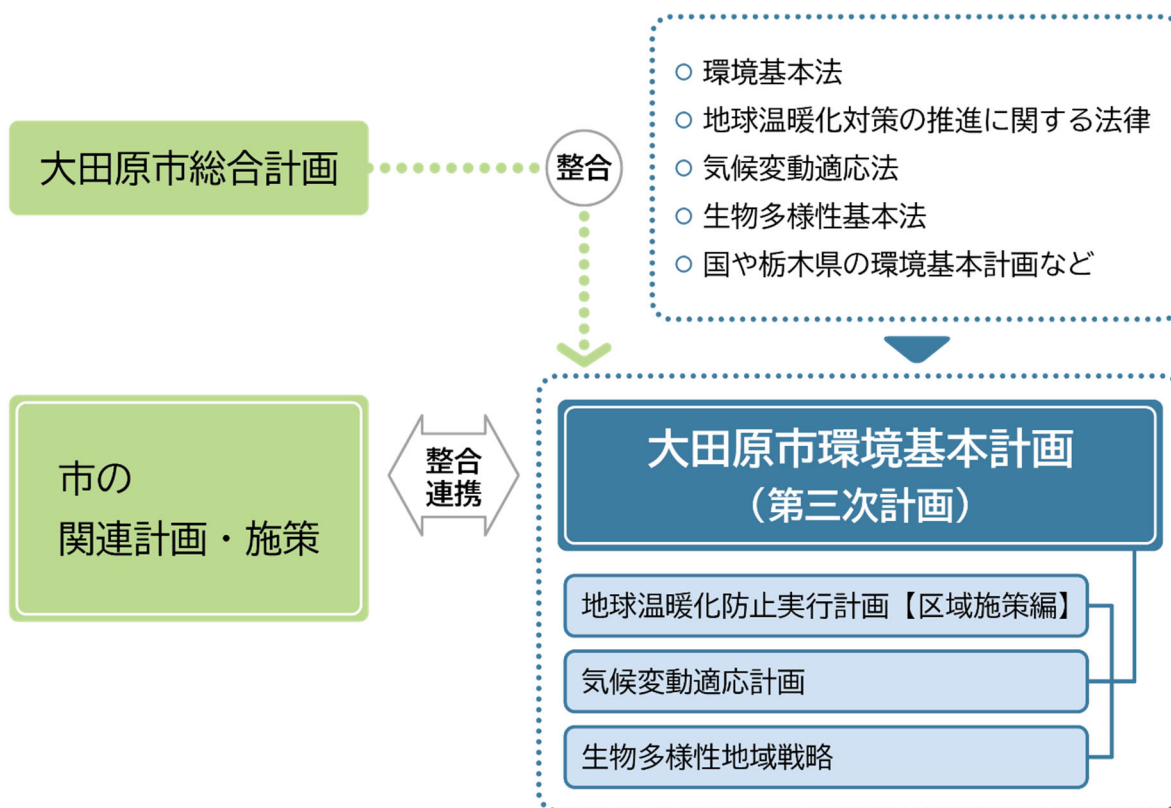


図 1-2 本計画の位置づけ

大田原市の決意表明

(環境保全都市宣言とゼロカーボンシティ宣言)

- ・本市では、平成 6(1994)年 12 月に「環境保全都市宣言」を行い、自然と人間との共生を強く願い、豊かで美しい環境を次の世代に引き継ぐ都市を目指す決意表明を行いました。
- ・また、令和 2(2020)年 7 月には、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化の進行を防ぐために地方自治体として行動する意志を示しました。
- ・以下に、環境保全都市宣言の宣言文と、ゼロカーボンシティ宣言の概要を示します。

環境保全都市宣言(平成 6(1994)年 12 月 21 日)

与一の里大田原は、「ミヤコタナゴ」が生息し、白鳥が飛来する、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。

いま、このまちの澄んだ空、豊かな清流、緑茂る大地を汚染や破壊から守り育ててゆくことが、私たち市民一人ひとりに課せられた責務である。

また、私たちは自然と人間が調和し、永遠に共生することを強く念願するものである。

市制 40 周年を契機に、私たちは自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりを決意し、豊かで美しい自然を永く後世に伝えるため「環境保全都市大田原」の実現を目指すことをここに宣言する。

ゼロカーボンシティ宣言(令和 2(2020)年 7 月 28 日)の概要

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題となっています。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化などによる自然災害が頻繁に発生し、激甚化が顕在となってきています。

令和 2(2020)年 7 月 28 日、関東甲地域 40 団体(73 市町村)と民間事業所 2 社で構成する「廃棄物と環境を考える協議会」(事務局：北茨城市)において 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

同協議会には那須地区広域行政事務組合が加盟していることから、構成市町である本市においてもこの宣言に賛同し、2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに取り組んでいます。

1.3 計画の対象地域

- ・本計画の対象地域は、大田原市全域とします。

1.4 計画の期間

- ・本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間中においても、地球温暖化防止実行計画【区域施策編】に係る内容及び計画の進捗状況、社会情勢や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

1.5 計画に関わる主体とその役割

市民	市民団体	事業所	市
<p>日常生活に伴う環境への負荷を認識し、その低減に努め、自然環境の保全と環境に優しいまちづくりのための活動を自ら積極的に行うものとします。</p> <p>また、市が実施する環境施策に参画し、協力するものとします。</p>	<p>市民団体は美化活動やリサイクル活動、自然環境の保全活動等、多岐にわたる主体的な活動により大きな役割を果たしており、今後もその活動を推進するものとします。</p> <p>また、市が実施する環境施策に参画し、協力するものとします。</p>	<p>事業活動に伴う環境への負荷を認識し、自らの責任と負担において必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めるものとします。</p> <p>また、市が実施する環境施策に協力するものとします。</p>	<p>「環境保全都市大田原」の実現のための総合的、体系的な施策に、自ら取り組むとともに、市民、市民団体、事業所と連携し、環境保全活動を推進します。</p> <p>また、国や県、近隣自治体との連携を図ります。</p>

1.6 計画の対象範囲

- ・本計画では、自然環境、生活環境、地球環境を対象とし、加えてそれらの保全のための諸活動も組み込みます。

環境分野	環境分野の細目	保全のための諸活動
自然環境	森林・里地里山・生物多様性・公園・緑地・歴史遺産等	環境学習・環境教育・啓発活動等
生活環境	大気・水・土壌・騒音・振動・有害物質・化学物質・放射線・気候変動適応等	
地球環境	地球温暖化・資源循環・エネルギー等	

1.7 計画の構成

- ・本計画の構成は、以下のようになります。

第1章 計画の基本的事項

大田原市環境基本計画の改定を行う背景について記載しています。また、この計画を進めていく市民、市民団体、事業所、市の役割についても記載しました。

第2章 地球規模の環境危機と社会の動向

現在、地球環境は「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という3つの危機に直面しています。第2章では、こうした地球規模での環境問題がどのようなものかや、国際社会、日本、栃木県が進める対策などについて記載しました。

第3章 第二次計画の振り返りと市民意識

平成28(2016)年3月に大田原市環境基本計画(第二次計画)を策定し、様々な取り組みを進めてきました。第3章では、第二次計画で目標とした事柄の達成状況を振り返ります。また、令和6(2024)年度に市民、事業所の皆様を対象に実施した意識調査結果から、今後の環境課題を整理しました。

第4章 大田原市の環境の現状

大田原市の自然環境、生活環境、地球環境の現状を取りまとめ、今後の取り組み課題について記載しました。

第5章 計画の方向性

環境課題やこれまでの取り組みを踏まえて、大田原市で目指していく環境像、環境像を実現するための基本方針を記載しました。

第6章 施策の展開

第5章の計画の方向性を踏まえて、具体的な市の取り組みのほか、市民・市民団体や事業所の環境に配慮した行動指針を記載し、指標を定めました。第6章では、「地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」、「気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」についても記載しています。

第7章 計画の推進

この計画を効率的に進めていくためには、市民、市民団体、事業所、市のそれぞれが行動し、連携していくことが必要です。第7章では、この計画をどのように進めていくかについて記載しています。

第2章 地球規模の環境危機と社会の動向

- ・令和 6(2024)年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という 3 つの環境危機に対して強い懸念が示されています。令和 5(2023)年 5 月に行われた G7 広島サミットでも、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」と表明されるなど、こうした環境危機に対する認識は、国内外で広く共有されています。
- ・本章では、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」の現状や、それらに対する国際社会や国、栃木県などの取り組みについて整理します。

2.1 気候変動

(1) 現状

●地球規模の気温上昇

- ・令和 5(2023)年 7 月、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と発言するなど、地球環境への懸念が国際的に示されています。
- ・令和 6(2024)年の世界の平均気温は、基準値（平成 3(1991)年～令和 2(2020)年の 30 年平均値）から +0.62℃上昇し、明治 24(1891)年の統計開始以降、最も高い値を記録しました。長期的には 100 年あたり約 0.77℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。
- ・日本の平均気温も同年、基準値から +1.48℃と過去最高を記録し、明治 31(1898)年以降で最も高い値となりました。100 年あたり約 1.40℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。（出典：気象庁）

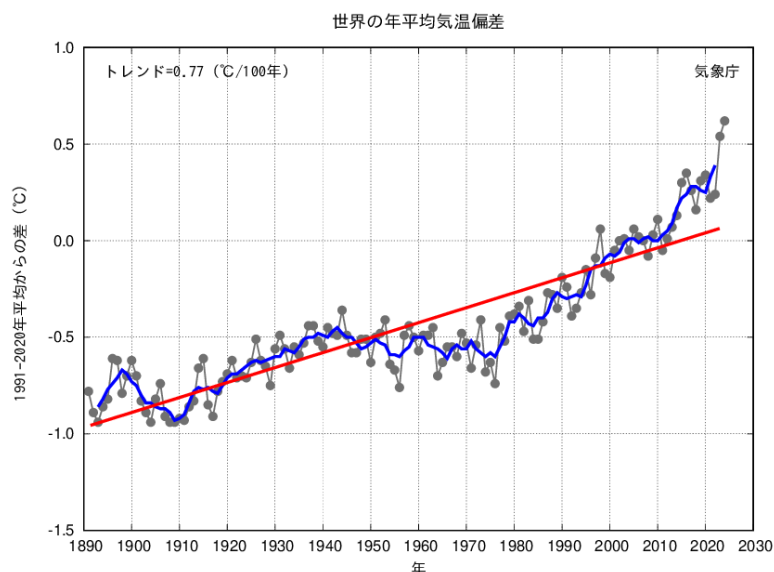


図 2-1 世界の年平均気温偏差

出典：気象庁 HP（世界の年平均気温）
(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html)

●気候変動の要因

- ・地球規模の温暖化について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は令和 5(2023)年 3 月に公表した第 6 次評価報告書統合報告書において、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」ことを示しています。
- ・また、近年、6 月から 7 月中旬にかけての梅雨期には各地で線状降水帯が発生するなどの大雨が発生し、これらによる河川氾濫や土砂災害の被害が生じたり、台風シーズンの降水量が観測史上最大を観測したりする地点が見られています。こうした豪雨も地球温暖化に関連があることが近年の研究で指摘されています。

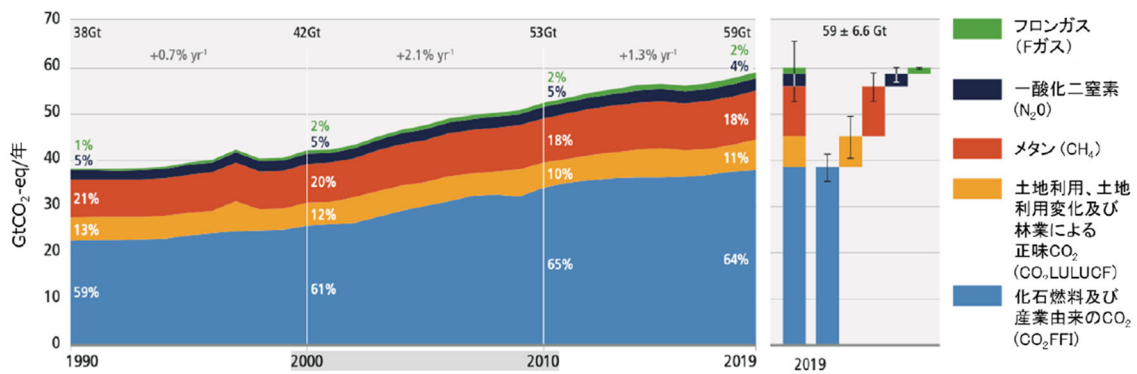


図 2-2 世界全体の正味の人為的 GHG 排出量（1990 年～2019 年）

出典：資源エネルギー庁資料

(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ipcc_6th.html)

(2) 社会の動向

●パリ協定

- ・様々な災害をもたらす地球温暖化問題の解決に向けて、平成 27(2015)年にパリ協定が採択されました。
- ・パリ協定では、世界各国が世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（カーボンニュートラル）を達成することなどが合意されました。

●カーボンニュートラルに向けた日本の動向

- ・日本では、令和 2(2020)年 10 月に令和 32(2050)年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。さらに、令和 3(2021)年 4 月には、令和 12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25(2013)年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。
- ・令和 3(2021)年 5 月には、2050 年カーボンニュートラル宣言を踏まえて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和 3(2021)年 10 月には「地球温暖化対策計画」が改定されました。

- ・さらに、令和6(2024)年3月にも、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、地球温暖化対策が加速化されています。
- ・「地球温暖化対策計画」についても、令和7(2025)年2月に改定され、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが打ち出されました。

● 栃木県の動向

- ・県では、平成12(2000)年から地球温暖化対策推進法に基づく計画を順次策定し、県内の温室効果ガスの排出削減を図るとともに、県自らが排出する温室効果ガスの排出抑制などに取り組んでいます。令和3(2021)年に策定された栃木県気候変動対策推進計画では、緩和策と適応策（「緩和策」と「適応策」の詳細は、4.4(2)「気候変動による影響」のコラムをご参照ください）を車の両輪として一体的に推進しています。
- ・令和2(2020)年12月、県は令和32(2050)年までのカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言し、令和4(2022)年3月には目標達成に必要な取り組み等を取りまとめた「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定しました。令和5(2023)年にはロードマップに基づくアクションプランが策定されたほか、カーボンニュートラルの実現に関する施策及び取り組みの基本理念等を定めた「栃木県カーボンニュートラル実現条例」が施行されました。

栃木県カーボンニュートラル実現条例

近年、豪雨や台風などの異常気象による災害が増え、私たちの暮らしにも深刻な影響が出ています。こうした気候変動に対応するため、栃木県では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和5(2023)年4月に「栃木県カーボンニュートラル実現条例」を施行しました。

この条例では、県・事業所・県民がそれぞれの立場から取り組むべき方向性が定められています。たとえば――

県は、公共施設への省エネ設備や再生可能エネルギーの導入、電動車の活用、県産木材の利用などについて率先して取り組み、市町村とも連携して環境教育を推進することを定めています。

事業所は、原材料や部品の選定から廃棄に至るまでの全過程で温室効果ガスの排出を抑える方法による製造や、環境に配慮した製品・役務の選択、脱炭素型の働き方、公共交通の利用、所有施設の緑化などに努めるものとされています。

県民も、日常生活におけるエネルギーの使用量の把握、省エネの実践、環境物品の選択、電動車や公共交通の利用、廃棄物の抑制、自宅の緑化など、カーボンニュートラルの実現に向けた行動に努めるものとされています。



本市の温室効果ガスの排出状況などについては
「第4章 4.5 地球環境」をご参照ください

2.2 生物多様性の損失

(1) 現状

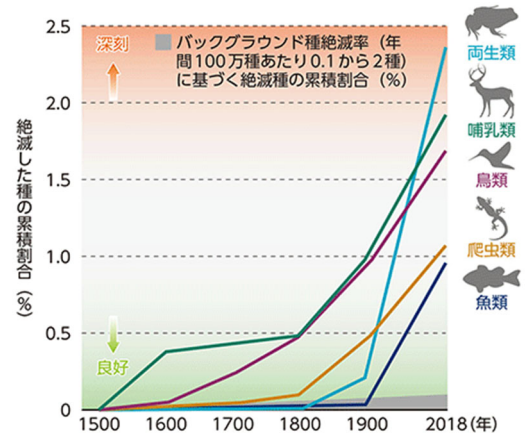
●生物多様性の低下

- ・生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことを指します。地球上の3,000万種ともいわれる多様な生き物には一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。
- ・令和5(2023)年12月に国際自然保護連合(IUCN)が公表した「レッドリスト(絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト)」では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,300種増加し、4万6,337種に及ぶという結果が示されています。(令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書より抜粋)

- ・日本では、農地や森林、干潟等の減少により、生態系の規模や質の低下が継続しています。また、水路・ため池、農用林等の利用が減り、人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境も喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。さらに、外来種の分布拡大や地球温暖化も生物多様性に影響を与えています。

●生態系サービスの劣化

- ・生物多様性を基盤とする生態系は、私たちの暮らしに必要な食料や水の供給、気候の安定などをもたらしており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。
- ・生態系サービスの状態は、過去50年間で劣化傾向にあると指摘されています。



注：1500年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。
資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成

図 2-3 西暦 1500 年以降の絶滅の状況

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

(2) 社会の動向

●ネイチャーポジティブ

- ・生物多様性の損失を止めるというこれまでの目標から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意を込めた「ネイチャーポジティブ」という考え方が広がっています。

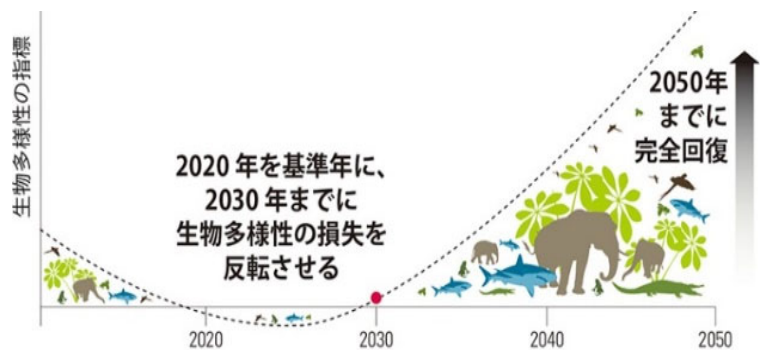


図 2-4 ネイチャーポジティブに向けた世界目標

出典：WWF ジャパン HP

(<https://www.wwf.or.jp/activities/project/5257.html>)

●生物多様性国家戦略 2023-2030

- ・令和 5(2023)年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」(新国家戦略)でもネイチャーポジティブの考え方を取り入れています。

●栃木県の動向

- ・平成 22(2010)年 9 月に令和 3(2021)年度を目標年度とした「生物多様性とちぎ戦略」が策定されました。令和 4(2022)年度以降は「栃木県環境基本計画」に統合され、他の環境施策と一体となって生物多様性保全に関する取り組みが推進されています。
- ・令和 5(2023)年 3 月策定の栃木県環境基本計画では、重点プロジェクトの一つとして「自然共生社会構築プロジェクト」を掲げ、生態系への影響や農林水産業への被害をもたらしているシカ・イノシシなどの一部の野生鳥獣の適正な管理に向け、捕獲・防護・環境整備をバランス良く組み合わせた地域ぐるみの総合的な対策を推進することで、自然との共生を図っていくこととしています。
- ・県では、「栃木県生物多様性アドバイザー」を養成・登録しています。アドバイザーは、地域や企業の社会貢献活動として行う生物多様性保全活動への助言のほか、鳥獣管理対策、県内の自然環境や野生動植物の分布、生息・生育状況に関する助言、生物多様性に関する普及啓発などを行っています。

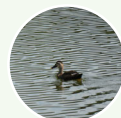
生物多様性とは

「生物多様性」とは、自然界に存在するさまざまな生き物と、それらがつくる環境の多様さを指します。この“多様性”には、主に 3 つの種類があります。

1 つ目は、「生態系の多様性」です。大田原市には、田、畑、川、森などさまざまな自然環境があり、それぞれの場所に特有の生き物が暮らしています。こうした多様な環境があることが、地域全体の豊かさを支えています。



2 つ目は、「種の多様性」です。市内には、サギやカエル、昆虫、草花など多くの野生生物が生息・生育しています。一つひとつの種(種類)が持つ役割が、生態系のバランスを保つうえで大切です。



3 つ目は、「遺伝子の多様性」です。同じ種類の生き物でも異なる遺伝子を持ち、形や模様、生態などに多様な個性があります。



このように、生物多様性は「どこに」「どんな生き物が」「どんな違いを持って」生きているかという、多層的な自然の豊かさを表しています。私たちの暮らしもまた、その豊かな多様性のうえに成り立っています。



本市の生物多様性の現状については

「第 4 章 4.2 生物多様性の状況」をご参照ください

2.3 汚染

(1) 現状

- ・化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然環境への大きなリスクであると同時に、私たちの健康、ウェルビーイング/高い生活の質へのリスクとして対応が求められています。
- ・特に、プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしています。
- ・経済協力開発機構（OECD）によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は令和元(2019)年の3億5,300万トンから2060年には10億1,400万トンと、ほぼ3倍に膨れ上がり、プラスチック廃棄物の環境への漏出量は2060年には年間4,400万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチック廃棄物の量は3倍以上に増加すると予測されています。
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、かつて泡消火薬剤や半導体製造、金属メッキ、繊維・紙加工など幅広い産業で使用されてきました。これらは極めて安定した化学構造を持ち、難分解性・水溶性・不揮発性の性質から、環境中に長期間残留しやすいことが分かっています。また、生体内に蓄積しやすく、コレステロール値の上昇、がん、低出生体重などの健康影響をもたらす可能性が指摘され、国際的な懸念が高まっています。

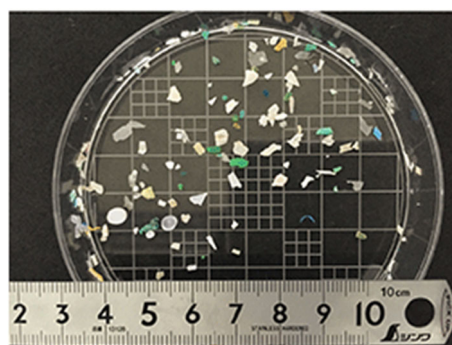


図 マイクロプラスチック

出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

(2) 社会の動向

●プラスチック資源循環をめぐる国の動向

- ・令和元(2019)年にプラスチック資源循環戦略が策定され、令和12(2030)年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することや、令和12(2030)年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することなどの目標値が設定されています。
- ・令和4(2022)年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置が講じられました。

●PFOS・PFOA等の有害化学物質への対応

- ・PFOSは、平成21(2009)年に、PFOAは令和元(2019)年に、それぞれストックホルム条約（POPs条約）で規制物質に指定されました。これを受け、日本でもPFOSは平成22(2010)年、PFOAは令和3(2021)年に化学物質審査規制法（化審法）の「第一種特定化学物質」に指定され、

製造・輸入が原則禁止されています。さらに、PF0A 関連物質も令和 7(2025)年から規制対象となりました。ただし、現在も市中に残存する製品の使用は規制対象外であり、その適正な使用・廃棄・代替の促進が引き続き求められています。

● 栃木県の動向

- ・平成 28(2016)年 3 月に「栃木県廃棄物処理計画」が策定され、県による廃棄物の減量及び適正処理に関する施策が展開されてきました。その後、食品ロスや海洋プラスチックごみ、頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、令和 3(2021)年 3 月に「栃木県資源循環推進計画」が策定されました。
- ・平成 16(2004)年度に創設された「栃木県リサイクル製品認定制度」は、県内で発生する循環資源を原材料として利用することなど、認定要件を満たしたリサイクル製品を「とちの環(わ)エコ製品」として県が認定する制度です。令和 7(2025)年 7 月 1 日現在、134 の製品が認定されています。
- ・令和元(2019)年 8 月、海洋プラスチックごみ問題を上流の栃木県においても自分の問題として考えていく必要があるとして、県及び県内全 25 市町による「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ) プラごみゼロ宣言」が行われました。

プラスチックごみと健康のかかわり

プラスチックごみは、いまや世界中の海洋に深刻な影響を及ぼしている環境問題です。世界では年間数百万トン、日本でも毎年 2 万~6 万トンのプラスチックごみが海に流入していると推計されています。

ごみの発生源は、ポイ捨てされた家庭ごみや農業・漁業に伴う廃棄物、河川を通じた流出のほか、衣類や人工芝などから出るマイクロプラスチックにも及びます。

これらのごみは、海の生き物が誤って飲み込むことで生態系に影響を与えるだけでなく、漁業、観光業など人間の生業にも影響を与えています。特に、目に見えないマイクロプラスチックは海洋生物の体内に蓄積されるおそれがあり、食物連鎖を通じて人間にも取り込まれる可能性がある指摘されています。

このように、プラスチックごみの問題は自然環境だけでなく、私たち自身の生活や健康にも関わる重大な課題です。

大田原市には海はありませんが、川を通して海につながっています。一人ひとりの行動が私たちの健康や、未来の環境を守る力になります。



このコラムに関する取り組みは「基本方針 3-施策 5」をご参照ください

